

# 家庭用井戸を設置されるみなさまへ

日南町では、水道未普及地域における家庭の生活環境の改善に資するため、家庭用井戸を設置される方に対する補助制度を設けています。

## ◎補助を受けることができる方

本町に住所を有し、町内に家庭用井戸を設置、改修しようとする方で、町税等に未納のない方が対象です。（原則として簡易水道の整備区域外、又は計画予定区域外の地域）

## ◎補助金の額

- ・ さく井工事に要する経費の3分の1の額（千円未満切り捨て）で上限を90万円とする。
- ・ ポンプ単独工事に要する経費の3分の1の額（千円未満切り捨て）で上限10万円とする。ただし、工事に要する経費は6万円以上を対象とする。（令和4年度施行）

## ◎申請～交付の流れ

### 交付申請書

★申請書に次の書類を添付して下さい。

- ①申請場所・設置図（ボーリング、ポンプの位置がわかるもの）
- ②家庭用井戸設置費の見積書の写し
- ③住宅等を借りている者は借主の承諾書
- ④確約書（事業完了後に当該住居に転居する者）
- ⑤町税等情報確認承諾書
- ⑥その他町長が必要と認める書類

### 交付決定

★書類審査を行い補助金交付の可否の決定通知をします。

↓

### 工事着工

★必ず補助金の交付決定があってから着工してください。

### 実績報告書

★工事が完成したら速やかに次の書類を添付して報告してください。

- ①工事請求書及び領収書の写し
- ②工程写真
- ③その他町長が必要と認める書類

### 補助金確定

★書類審査、現地調査を行い補助金の確定通知をします。

↓

### 補助金請求

★補助金交付請求書を提出してください。  
後日、指定口座へお振込みいたします。

## ◎事業完了時に必ず実施すること

井戸の水質検査を受検し（水質検査結果表の提出）、結果により浄水設備が必要となる場合には、補助上限額まで追加で補助申請が可能となります。

※水質検査には別途補助制度を設けていますので、建設課までお問い合わせください。

お問い合わせ 建設課 上下水道室  
電話 0859-82-1113